

鳥取県収用委員会運営規程の一部を改正する規則をここに公布する。

平成20年 5 月27日

鳥取県収用委員会会長 寺 垣 琢 生

鳥取県収用委員会規則第 1 号

鳥取県収用委員会運営規程の一部を改正する規則

鳥取県収用委員会運営規程（昭和32年鳥取県収用委員会規則第 1 号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正後の欄中項及び号の表示に下線が引かれた項及び号（以下「追加項等」という。）を加える。

次の表の改正前の欄中下線の引かれた部分（以下「改正部分」という。）に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分（追加項等を除く。以下「改正後部分」という。）が存在しない場合には、当該改正部分を削り、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には、当該改正後部分を加える。

次の表の改正前の欄の表中太枠で囲まれた部分を削る。

改 正 後	改 正 前					
<p>(会長及びその職務代理者の互選)</p> <p>第 2 条 法第56条第 2 項の規定による会長の選出は無記名投票の方法で行い、有効投票の最多数を得た者をもって会長とする。<u>この場合において得票数の同じ者が 2 人以上あるときは、くじで定める。</u></p> <p>2 略</p> <p>3 法第56条第 4 項の規定による会長の職務を代理する者（以下「会長職務代理者」という。）の互選は、指名推せんの方法による。</p> <p>(公印)</p> <p>第10条 委員会の公印の種類は、次のとおりとする。</p> <p>(1) <u>委員会印</u></p> <p>(2) <u>会長印</u></p> <p>(3) <u>会長職務代理者印</u></p> <p>2 <u>前項の公印の寸法及びひな型は、次のとおりとする。</u></p> <table border="1"><tr><td>員 収 鳥 会 用 取 印 委 県</td><td>会 用 鳥 長 委 取 印 会 収</td><td>代 会 用 鳥 理 長 委 取 者 職 員 県 印 務 会 収</td></tr></table> <p>方30ミリメートル 方30ミリメートル 方30ミリメートル</p> <p>3 <u>公印の管守者は、会長が指名する職員とする。</u></p>	員 収 鳥 会 用 取 印 委 県	会 用 鳥 長 委 取 印 会 収	代 会 用 鳥 理 長 委 取 者 職 員 県 印 務 会 収	<p>(会長及びその職務代理者の互選)</p> <p>第 2 条 法第56条第 2 項の規定による会長の選出は無記名投票の方法で行い、有効投票の最多数を得た者をもって会長とする。 <u>この場合において得票数の同じ者が 2 人以上あるときは、くじで定める。</u></p> <p>2 略</p> <p>3 法第56条第 4 項の互選は、指名推せんの方法による。</p> <p>(公印)</p> <p>第10条 委員会及び会長の公印は、次のとおりとする。</p> <table border="1"><tr><td>員 収 鳥 会 用 取 印 委 県</td></tr><tr><td>会 委 鳥 長 員 取 印 会 収</td></tr></table>	員 収 鳥 会 用 取 印 委 県	会 委 鳥 長 員 取 印 会 収
員 収 鳥 会 用 取 印 委 県	会 用 鳥 長 委 取 印 会 収	代 会 用 鳥 理 長 委 取 者 職 員 県 印 務 会 収				
員 収 鳥 会 用 取 印 委 県						
会 委 鳥 長 員 取 印 会 収						

附 則

この規則は、公布の日から施行する。